[CGK-A00-01]

下記の事項を十分にお読みください。

ガス　重要事項説明書

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法に基づき、お客さまと当社との間のガス需給契約（以下、「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず、事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なお、本書は、当社が定めるガス需給約款に規定される料金表の内容を含みます。

ガス供給約款　　掲載URL：https://sutoene-service.jp/service/gas/terms/

ガス小売事業者 （契約当事者）	株式会社ストエネ　代表取締役　永井 翔大　　ガス小売事業者登録番号A0087 〒171-0014　東京都豊島区池袋二丁目36番1号 お問い合わせ窓口　　電話 0570-070-336　　受付時間　　10:00～18:00（定休日：年末年始） ※遮断・緊急時は一般ガス導管事業者の連絡先をご案内いたします。		
熱量	標準熱量：45MJ 最低熱量：44MJ	圧力	最高圧力：2.5kPa 最低圧力：1.0kPa
ガスグループ	13A		
契約期間	契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約等により需給契約が終了する日までといたします。		

1. 本契約のお申込み

お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ当社が定めるガス需給約款を承諾の上、当社所定の様式にてお申し込みをしていただきます。

2. 契約の成立

本契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

3. お客さまの申し出による契約のキャンセル・解除・変更

（1）お客さまは、本契約のお申込みをキャンセルする場合には、需給開始日の５営業日前までに当社に対してお申し出いただくものとします。

（2）本契約の解約を希望されるお客さまは、解約希望日の４営業日前までに当社に対してお申し出いただくものといたします。

(3) 契約変更については、本書記載のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

4. 当社からの申し出による供給の停止・契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。この場合、当社は解除日の15日程度前および5日程度の日数をおいて、予告いたします。

・お客さまが料金（本契約以外の料金を含みます）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
・お客さまがガス需給約款により支払を要する料金以外の債務を支払わない場合等ガス需給約款に違反した場合
・お客さまが当社、または当該一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
・お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
・託送約款等に基づき、当該一般ガス導管事業者によりお客さまに対するガスの供給が停止されている場合

5. 本契約の終了

(1) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、本契約の終了後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

(2) 本契約の終了にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者よりその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

6. プラン種別およびガス料金等

(1) ガス料金は、本書に定める基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。

(2) ストエネガス生活安心プランについては、以下に定める基本料金とガスのご使用量に従量料金単価を乗じた額の従量料金の総額から、従量料金の2%（計算結果の小数第1位以下の端数は切り捨てとします。）を減じた額を計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。また附帯する以下のサービスについて、その内容は各附帯サービスに関して定められた利用規約・約款（以下「対象約款」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは各附帯サービスの利用にあたり、各対象約款に同意の上、その定めに従うものとします。

プラン種別	付帯サービス
ストエネガス　生活安心プラン	つながる修理サポート（N）※1※2※3

※1　提供元：匠ワランティアンドプロテクション株式会社：つながる修理サポート（N）規約
https://takumiwp.co.jp/service/tssn/kiyaku/

※2　「つながる修理サポート（N）」の利用契約はお客さまと提供元の間で締結されるものとします。なお、本契約が終了した場合、「つながる修理サポート（N）」の利用契約も同日付で終了するものとし、当該利用契約終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとします。

※3　お客さまは、お客さまと提供元との間の「つながる修理サポート（N）」の利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で提供元が当社に対して譲渡することに同意するものとします。なお、この場合において、提供元および当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします

【東京ガスエリア】

・シンプルプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	881円73銭	195円81銭
20㎥をこえ80㎥まで	1,169円82銭	151円28銭
80㎥をこえ200㎥まで	1,340円54銭	149円15銭
200㎥をこえ500㎥まで	1,980円74銭	145円95銭
500㎥をこえ800㎥まで	6,248円74銭	137円41銭
800㎥をこえる場合	12,223円94銭	129円94銭

・スタートプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	890円82銭	170円81銭
20㎥をこえ80㎥まで	1,181円88銭	152円84銭
80㎥をこえ200㎥まで	1,354円36銭	150円68銭
200㎥をこえ500㎥まで	2,001円16銭	147円45銭
500㎥をこえ800㎥まで	6,313円16銭	138円83銭
800㎥をこえる場合	12,349円96銭	131 円28銭

・Ｓプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	890円82銭	170円81銭
20㎥をこえ80㎥まで	1,181円88銭	155円96銭
80㎥をこえ200㎥まで	1,354円36銭	153円76銭
200㎥をこえ500㎥まで	2,001円16銭	150円46銭
500㎥をこえ800㎥まで	6,313円16銭	141円66銭
800㎥をこえる場合	12,349円96銭	133円96銭

・Ｍプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	818円10銭	210円81銭
20㎥をこえ80㎥まで	1,085円40銭	155円96銭
80㎥をこえ200㎥まで	1,243円80銭	153円76銭
200㎥をこえ500㎥まで	1,837円80銭	150円46銭
500㎥をこえ800㎥まで	5,797円80銭	141円66銭
800㎥をこえる場合	11,341円80銭	133円96銭

・ストエネガス　生活安心プラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	1,470円00銭	170円81銭
20㎥をこえ80㎥まで	1,470円00銭	155円96銭
80㎥をこえ200㎥まで	1,470円00銭	153円76銭
200㎥をこえ500㎥まで	2,042円00銭	150円46銭
500㎥をこえ800㎥まで	6,442円00銭	141円66銭
800㎥をこえる場合	12,602円80銭	133円96銭

【西部ガスエリア】

・シンプルプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から15㎥まで	885円61銭	271円76銭
15㎥をこえ30㎥まで	1,099円01銭	225円14銭
30㎥をこえ100㎥まで	1,515円14銭	211円27銭
100㎥をこえる場合	2,101円99銭	205円40銭

・スタートプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から15㎥まで	894円74銭	246円76銭
15㎥をこえ30㎥まで	1,110円34銭	227円46銭

30㎥をこえ100㎥まで	1,530円76銭	213円44銭
100㎥をこえる場合	2,123円66銭	207円52銭

- Sプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から15㎥まで	894円74銭	246円76銭
15㎥をこえ30㎥まで	1,110円34銭	232円10銭
30㎥をこえ100㎥まで	1,530円76銭	217円80銭
100㎥をこえる場合	2,123円66銭	211円75銭

- Mプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から15㎥まで	821円70銭	306円76銭
15㎥をこえ30㎥まで	1,019円70銭	232円10銭
30㎥をこえ100㎥まで	1,405円80銭	217円80銭
100㎥をこえる場合	1,950円30銭	211円75銭

【東邦ガスエリア】

- シンプルプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	736円23銭	235円25銭
20㎥をこえ50㎥まで	1,541円21銭	163円96銭
50㎥をこえ100㎥まで	1,778円33銭	159円22銭
100㎥をこえ250㎥まで	2,015円44銭	156円85銭
250㎥をこえ500㎥まで	2,568円70銭	154円63銭
500㎥をこえる場合	6,895円97銭	145円98銭

- スタートプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	743円82銭	210円52銭
20㎥をこえ50㎥まで	1,557円10銭	165円65銭
50㎥をこえ100㎥まで	1,796円66銭	160円86銭
100㎥をこえ250㎥まで	2,036円21銭	158円47銭
250㎥をこえ500㎥まで	2,595円18銭	156円22銭
500㎥をこえる場合	6,967円07銭	147円48銭

- Sプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	743円82銭	210円52銭
20㎥をこえ50㎥まで	1,557円10銭	169円03銭
50㎥をこえ100㎥まで	1,796円66銭	164円14銭
100㎥をこえ250㎥まで	2,036円21銭	161円70銭
250㎥をこえ500㎥まで	2,595円18銭	159円41銭
500㎥をこえる場合	6,967円07銭	150円49銭

- Mプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	683円10銭	250円52銭
20㎥をこえ50㎥まで	1,429円99銭	169円03銭
50㎥をこえ100㎥まで	1,650円00銭	164円14銭
100㎥をこえ250㎥まで	1,869円99銭	161円70銭
250㎥をこえ500㎥まで	2,383円33銭	159円41銭
500㎥をこえる場合	6,398円33銭	150円49銭

【大阪ガスエリア】

- Sプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	743円82銭	174円81銭
20㎥をこえ50㎥まで	1,337円51銭	144円52銭
50㎥をこえ100㎥まで	1,603円03銭	139円10銭
100㎥をこえ200㎥まで	2,033円23銭	134円71銭
200㎥をこえ350㎥まで	3,436円62銭	127円55銭
350㎥ から500㎥まで	3,758円03銭	126円62銭
500㎥をこえ1,000㎥まで	6,842円30銭	120円32銭
1,000㎥をこえる場合	7,161円71銭	120円00銭

- Mプラン（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎥)
0㎥ から20㎥まで	683円10銭	234円81銭
20㎥をこえ50㎥まで	1,228円33銭	144円52銭
50㎥をこえ100㎥まで	1,472円17銭	139円10銭
100㎥をこえ200㎥まで	1,867円25銭	134円71銭
200㎥をこえ350㎥まで	3,156円80銭	127円55銭
350㎥ から500㎥まで	3,451円25銭	126円62銭
500㎥をこえ1,000㎥まで	6,283円75銭	120円32銭
1,000㎥をこえる場合	6,577円08銭	120円00銭

7.供給開始予定日

(1)「契約のお知らせ」に記載の供給開始予定日をご確認ください。

(2) 当社への申し込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

8.ガスの計量方法

当該一般ガス導管事業者設置のガスメーターの読みにより、計量いたします。

9.料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）を基準とし、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始した場合の料金の算定期間は、当該開始した日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）とし、本契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から当該終了した日までの期間（終了日を含みます。）といたします。

10. 料金の支払方法

		支払い方法	料金の支払期日
1	**クレジットカード**	支払日はカード会社によって異なります。	原則として請求締日の翌月末日
2	**口座振替**	口座引き落とし日は原則として毎月26日といたします。	
3	**その他**	その他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。	

11. 需要場所への立入りによる義務の実施

当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、または当社が必要と認める業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

・当該一般ガス導管事業者の供給施設の検査および消費機器の調査のための業務
・当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務
・本契約の廃止により、ガスの供給を終了させるために必要な業務
・ガスの供給または使用の制限、中止もしくは停止または再開のための業務
・検針、ガスメーター等の取替え業務
・その他保安上必要な業務

12. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

（1） 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給の制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
- 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
- ガス工作物に故障が生じた場合
- ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のための必要がある場合
- 法令の規定による場合
- ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
- その他託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合

（2）(1)の場合には、当社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告、その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

13. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

（1）ガス工事をお申し込みされる場合は、当該一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、当該一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。

（2）内管およびガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

（3）ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。

（4）お客さま所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます)は、お客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。

（5）その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

14. 工事費等の支払いおよび精算

（1）当社は、託送約款等に基づき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客さまに対し実費相当額等の金額を申し受けます。

（2）お客さまは、当社が定める期日までに当社の指定する方法によりその金額を当社にお支払いいただきます。

（3）当該一般ガス導管事業者より当社が、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、お客さまとの間で工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものといたします。

15. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

（1）内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾が得られないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

（2）当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。

（3）当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

16. 周知および調査義務

（1）当社または当該一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法に定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。

（2）当社は、ガス事業法令等の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法に定める技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法に定める技術基準に適合していない場合、当社は、お客さまにガス事業法令に定める技術基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等の所要の措置、およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。

（3）当社は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法に定めるところにより、再び調査いたします。

17.保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

（1）お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

（2）当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

（3）お客さまは、15(供給施設等の保安責任)(2)および16(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。

（4）お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは本書に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。

（5）お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

（6）当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

18. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

（1）お客さまは、当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

（2）お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者に通知いたします。

（3）お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。

（4）お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

・高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
・当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
・本書に定める供給ガスに適合するものであること
・高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること
・当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること

（5）お客さまは、ガス事業法第62条に基づき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

・当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること
・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合に、保安業務に協力すること

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

19. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします

個人情報の取扱いについて

当社は、お客さまに関する情報を、当社の「個人情報の取扱いについて」にて定める範囲にて利用いたします。

個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページの「個人情報の取扱いについて」（https://sutoene.co.jp/personal_info_gas/）をご参照ください。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さま、および個人のお客さまのうち営業のためにまたは営業としてご契約いただいたお客さまは除きます。）

1.お客さまが訪問販売または電話勧誘販売によりご契約された場合、法定の重要事項説明書面をお客さまが受領された日を含め、８日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）により本契約のお申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。

2.上記１の期間が経過した後であっても、お客さまが、当社がクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合、当社が改めてクーリング・オフを行う事ができる旨を記載して交付した書面をお客さまが受領した日を含め８日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）によりクーリング・オフを行うことができます。

3.お客さまがクーリング・オフをする場合は、クーリング・オフに係わる書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）を発した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）に、その効力が生じます。

4.クーリング・オフがなされた場合、

①当社は、お客さまに対し、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を請求することはありません。

②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。

③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は、速やかにその全額を返還します。

④お客さまにはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、当社に対し、原状回復に必要な措置を無償で講じるよう請求することができます。

5.クーリング・オフを行う場合、必要事項を記載のうえ当社まで書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）にてご送付ください。

名称：株式会社ストエネ　受付窓口

住所：〒760-0023 香川県高松市寿町1-4-3 高松中央通りビル9F

書面の記載内容：

⑴お客さまの氏名、住所、電話番号、⑵ご契約日（お申込日）、⑶販売店名、住所、電話番号

⑷ご契約のガス料金メニュー名、⑸「（2）の日付の申し込みを撤回します。/本契約を解除します。」

6．当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記URLよりお手続きください。

https://sutoene-service.jp/coolingoff/